ニ　液体廃棄物処理設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
ホ　固体廃棄物貯蔵設備の貯蔵能力確認検査
ヘ　固体廃棄物貯蔵設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
ト　固体廃棄物処理設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
三　第四十五条第二項第三号に係る設備にあっては、次に掲げる事項
イ　エリアモニタリング設備の設定値確認検査
ロ　エリアモニタリング設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
ハ　エリアモニタリング設備の作動検査
ニ　プロセスモニタリング設備の設定値確認検査
ホ　プロセスモニタリング設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
ヘ　プロセスモニタリング設備の作動検査
ト　固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺モニタリング設備の設定値確認検査
チ　固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺モニタリング設備の警報の動作状況の確認検査
リ　換気設備の性能検査
四　第四十五条第二項第四号に係る設備にあっては、次に掲げる事項
イ　非常用発電装置の性能検査
ロ　無停電電源装置の性能検査

（施設定期検査の実施時期）

第四十八条　法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める時期は、特定重要発電用原子炉施設についての次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期とする。ただし、特定重要発電用原子炉施設のうち、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあっては、その運転が開始された日以降十三月を超えない時期とする。

特定重要発電用原子炉施設の区分	施設定期検査を受けるべき時期
一　特定重要発電用原子炉施設であって、その判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。）	施設定期検査が終了した日以降十三月を超えない時期
二　特定重要発電用原子炉施設であって、その判定期間が十八月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの（次号に掲げるものを除く。）	施設定期検査が終了した日以降十八月を超えない時期
三　特定重要発電用原子炉施設であって、その判定期間が二十四月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの	施設定期検査が終了した日以降二十四月を超えない時期